

枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 背景及び目的

枕崎市は、経済の地域内循環や脱炭素社会の実現を支える新たな地域エネルギー社会の創造のため、その担い手となる自治体新電力の設立を目指している。

本業務では、自治体新電力の設立をはじめとする、分散型エネルギーインフラの整備に係る調査・検討を行い、本市における総合的なエネルギー政策に係るマスタープランを策定する。これにより、枕崎市の様々な重要課題の解決にも繋げるとともに、わが国の脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

本業務の実施に当たり、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本業務を委託するのに最も適した事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式で募集する。

2 実施条件

本事業に関する公募型プロポーザルは解除条件付きの募集であり、以下の場合は、本件は提案を募集したことに留まり、事業化されないものとする。

- ・本市による総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）」への申請が不採択の場合

3 委託業務の概要

(1) 業務名

枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定調査業務

(2) 業務内容

別紙「枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について本市及び受託事業者の双方で確認を行う。

(3) 可能性検討業務の委託期間

契約日から令和4年3月10日（木）まで

(4) 契約上限金額

19,890,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 過去3年（平成30年4月1日以降）以内に、国または市区町村が発注した同種業務（エネルギー事業のFS調査業務を含む）を元請として遂行した実績を有すること。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 参加表明書の提出期限の日において、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規程に基づく手続きをしていないこと。
- カ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び枕崎市暴力団排除条例第2条（平成24年枕崎市条例第18号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- キ 鹿児島県内に本社または支社、営業所を有していること。

(2) 費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

(3) 複数提案の禁止

提案は一参加者につき、一案のみとする。

(4) 配布資料（本市ホームページからダウンロードすること。）

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 仕様書
- ③ 様式第1～4号（参加表明書、企画提案書提出届、見積書、質問書）
- ④（参考資料）事業概要説明書

5 日程

実施内容	日 程	様式
公表（ホームページへの掲載）	令和3年5月10日（月）	
質問書の提出期限	令和3年5月20日（木）	
質問回答（ホームページへの掲載）	令和3年5月24日（月）	
参加表明書の提出期限	令和3年5月26日（水） 午後5時15分必着	様式第1号
提案書、見積書の提出期限	令和3年6月1日（火） 午後5時15分必着	様式第2～4号、 提案書ほか一式
審査の実施（プレゼンテーション）	令和3年6月上旬	
選定結果の通知・公表	令和3年6月上旬	
契約の締結	令和3年6月中旬	

※事前説明会は実施しない。

※「審査の実施（プレゼンテーション）」の日程詳細は、参加表明者に後日連絡する。

6 質問の受付

(1) 質問書の受付

- ア 提出書類：質問書（様式第4号）
- イ 提出期限：5日程に記載のとおり
- ウ 提出方法：電子メールにより送信し、必ず着信を電話で確認すること。
- エ 提出先：kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp
（枕崎市企画調整課企画調整係 電話0993-76-1089）
- オ 回 答：文書回答（ホームページへの掲載）

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限：5日程に記載のとおり

(2) 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先：〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

枕崎市企画調整課企画調整係

(4) 提出書類

内 容	部 数
①参加表明書（様式第1号）	正本1部
②企画提案書提出届（様式第2号）	正本1部
③会社案内（任意様式）	正本1部
④見積書（総額及び内訳） （総額：様式第3号、内訳：任意様式）	正本1部
⑤業務実績一覧（任意様式）	正本1部 副本15部
⑥提案書（任意様式、A4縦片面10枚以内に収めること） ※別紙仕様書に示す3業務内容に関する提案を含むこと。	正本1部 副本15部
⑦その他書類 ・定款又は寄附行為 ・財務諸表等参加者の直近の経営状況を確認できるもの	正本1部

※副本については、氏名、ロゴ等を伏せ、提案者の特定が出来る表現がないようにすること。

8 選定方法

(1) 参加者から提出された書類について参加要件審査後、プレゼンテーションを実施

し、契約の相手方となる受託候補者と次点者を選定する。

- (2) プレゼンテーションはオンラインで行い、一参加者につき提案時間を20分、質疑応答時間を10分とする。なお、必要に応じて電話またはEメールでヒアリングを行うことがある。
- (3) 参加者が1者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価があれば、受託候補者とする。
- (4) 受託候補者が選定以後に、失格事項に該当すると認められた場合、本市と受託候補者による本業務委託締結交渉が不調となった場合または、都合により辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

9 審査

提案書の審査は、次のとおり行う。

- (1) 審査員それぞれが100点満点で採点し、1位～3位までを順位づけし、審査員の順位数値（1～3）を足して平均化した値が最も1に近い者を受託候補者とし、次点の者を次点者とする。
- (2) 審査項目及び配点

審査項目	主な審査内容	配点
履行の確実性	実施体制の充実度	10
	関連業務実績の豊富さ	5
	業務スケジュールの妥当性	5
提案内容の充実度	本市業務目的の理解度	20
	調査方法の具体性・妥当性	40
	追加提案の有効性	10
費用対効果	見積書の妥当性	10

- (3) 審査の結果は参加者に文書で通知する。

10 契約締結

受託候補者の決定後、提案内容に基づき契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と協議が整わない場合や受託候補者が失格要件に該当した場合には、市は受託候補者との協議を打ち切り、次点者と交渉するものとする。

11 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの。
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの。
- (3) 見積書の金額が、契約上限金額を超過したもの。
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (6) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合。

12 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書が無償で複製し、使用することができるものとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。

13 担当窓口

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

枕崎市企画調整課企画調整係

電話：0993-76-1089

E-mail：kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp（企画調整係共用）